

8 災害時の対応について

保育所における災害時（地震・風水害等）の対応は、下記のとおりです。災害時に備え、ご家庭で必ずご確認ください。

(1) 地震（震度5弱以上）の場合

震度	震度5弱以上（※1）
開所前	午前7時までに発生 ⇒臨時休所 *保育が可能になった時点で、一斉メールにて連絡いたします。 （保育所から連絡がくるまでは臨時休所となります。）（※2）
開所後	発生したとき ⇒その時点で臨時休所 保護者のかたは速やかにお迎えをお願いします。（※3） *保育所から東小学校（住所：箕面市粟生新家5-5-1）等に避難する場合は、門に避難先を掲示します。避難先へのお迎えをお願いします。

（※1）震度4以下であっても、被害状況によっては、同様の対応を行う場合があります。

（※2）施設の被害状況（停電など）により、給食が提供できず、弁当持参になることがあります。

（※3）保護者のかたがお迎えに来られない場合は、「家庭調査票」に記載の「災害時引き渡し者（保護者以外）」のかたにお引き渡しします。

(2) 風水害の場合

風水害は、大地震と違い、ある程度は事前の予測が可能です。大型台風が接近する場合などは、気象情報に十分注意してください。

臨時休所等になる基準は下記のとおりですが、複合災害や施設の被害状況（停電など）により、児童の安全が確保されない恐れがあると判断した場合は、臨時休所となる場合があります。

なお、開所再開後、施設の被害状況（停電など）により、給食が提供できず、弁当持参になることがあります。

対象警報等	①暴風特別警報、大雨特別警報 暴風警報、暴風雪警報 ②高齢者等避難、避難指示
警報発令地域	①大阪府下全域、北大阪地域、箕面市のいずれか ②保育所の所在地のいずれか
開所前	午前7時の時点でいずれかの警報が発令中のとき ⇒臨時休所 ただし、 ●正午までに警報が解除 ⇒その時点から保育開始 (給食なしのため、弁当持参。正午以降に登所する場合は昼食を食べてから登所してください。) ●正午の時点で警報が発令中 ⇒終日、臨時休所
開所後	対象の警報が発令されたとき ⇒その時点で臨時休所 保護者のかたは速やかにお迎えをお願いします。(※1)

(※1) 保護者のかたがお迎えに来られない場合は、「家庭調査票」に記載の「災害時引き渡し者(保護者以外)」のかたにお引き渡しします。

(3) 災害等の情報について

災害等の情報は、保護者が責任をもってご確認ください。

- ① 「箕面市市民安全 LINE」「箕面市市民安全メール」等への登録をお願いします。

登録案内の市 HP→



- ② 箕面市の情報は、上記のほか、箕面市ホームページ、FMラジオ（タッキー816みのおエフエム）等で発信します。
- ③ 園から伝達事項がある場合は、一斉配信メールで配信を行います。

ただし、災害時の被害状況により、一斉配信メールの配信ができない場合も想定されます。保育所からの配信の有無にかかわらず、保護者自ら災害情報を入手し、災害時の対応をとってください。各ご家庭で「8 災害時の対応について」のとおりご対応ください。